

# Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



## Index

北京訪問  
…1

【苗村法律事務所のファイルより】  
EU 競争法  
…2～3

【最近の判例から】  
企業年金の受給者減額の  
可否に関する判例の動向  
…4～5

事務局から  
…6



## 「苗村法務塾」開講!

11月17日より  
製薬会社の有能な  
法務パーソンを目指す  
基礎講座がはじまりました。

※詳しくは6ページをご覧ください。

## 北京訪問

「苗村さん、世界のお金は今中国に押し寄せている、中国が怖いなんて、もう言ってもらえないよ」客員の渡辺惺之弁護士の一言から、この企画は始まりました。先生の阪大での教え子の方が北京で、日本のクライアントを中心に法律事務所を開設されていて、その事務所で、当事務所の中島康平弁護士が短期の語学研修と、中国法の研修をさせていただくことになったので、そのお礼方々、北京に行ってみようということになったのです。私は、これまでアメリカやヨーロッパのビジネス法務に携わってきましたが、中国だけは、まだまだ法理で動かない国、その法ビジネスにはリスクが多すぎるので関与すまいと思ってきたのですが。

尖閣諸島問題で日本とのごたごたが始まった頃でしたが、初めて行った北京では、日本語を話していても、全く皆さん関心なし、私達は、特に緊張も強いられず、無料の高速道路網の整備されている様子、巨大かつ最新のビルが林立する姿に圧倒されました。翌日は、中島弁護士が語学研修する北京語言大学まで、足を伸ばしましたが、北京の北西部は北京大学、清華大学が集められた文京の地、その中でも古い大学の様子がそのまま残る北京語言大学は、忙しい、弁護士業務から少し離れて、新たな語学を学ぶにはぴったりのキャンパスでした。翌日行った故宮は、そのあまりの大きさと人の多さにまたびっくり、ただ、中が展覧されていないせいか、威圧的に大きいばかりで、これが「中国 4000年」、周辺諸国をこの宮殿から睥睨してきたのか、という思いを抱くだけで、数年前に訪れたカンボ

ジアのアンコール・ワットで感じた宇宙観のような感動は残念ながらありませんでした。

ドイツ、ミュンヘンのサマースクールに行って、一回りたくましくなって帰ってきてくれた貞嘉徳弁護士を見ていると、本格留学の前に、短期間でも外国に住んでみるという経験はとても貴重なように思います。私も、専業主婦としてタイ王国の首都バンコクで暮らした1年半がなければアメリカに留学しようなどとはまったく考え付かなかったと思います。日本がどれだけ安全で、清潔で、正確で、豊かな国か、外国で暮らすという体験をして初めてそのよさを実感します。私たち世代が、子供の頃全く教えられなかった「愛国心」というものが心の片隅をよぎるようになるのも、この外国に住んでみるという経験から始まったように思います。今、若い人達が海外に関心を持たなくなってきているということはとても残念です。

さて、中島弁護士は、北京で何を見て、学んでくるのでしょうか。あれだけの人と物を集める中国、法理で押し通せなくても、一定の秩序は有るはず。そのヒントを見つけて帰ってきてくれればと思います。



苗村 博子  
(なむら ひろこ)

北京にて

# EU競争法

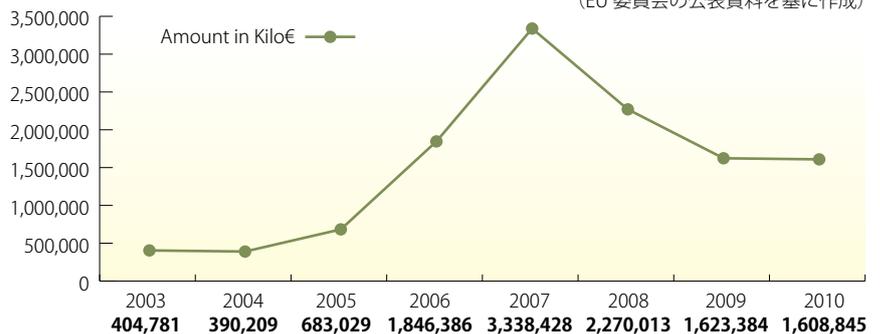
## 1) はじめに

近年、EU 競争法の存在感が高まっています。最近では、例えば「給油所 4 社が電話でガソリン販売価格を情報交換」<sup>\*1</sup> することが違法例とされるなど、EU 競争法の運用において、企業間の情報交換の規制を強化するとの新聞報道がなされたことが記憶に新しいかと思えます<sup>\*2</sup>。EU 委員会の発表によれば、カルテル事案における制裁金総額は、2005 年に約 6.8 億ユーロであったのが、2006 年には約 18.4 億ユーロとなり、本年は 9 月 30 日現在で前年（2009 年）の約 16 億ユーロ

とほぼ同額の水準に達しています<sup>\*3</sup>。これまで日本企業が対象とされた EU 競争法の事案は少なくありません。多くの日本企業がグローバルに経済活動を展開する中で、EU 競争法の理解を深めること

は不可欠といえます。

既にいくつかの文献によって紹介されているところではありますが、以下に、EU 競争法の概要を簡単に紹介したいと思います。



## 2) 規制の概要

EU 競争法の実体規制は、① TFEU<sup>\*4</sup> 第 101 条、② TFEU 第 102 条、及び③理事会規則 139/2004<sup>\*5</sup> に拠ります。① TFEU

第 101 条は競争制限的協定・協調的行為を、② TFEU 第 102 条は市場支配的地位の濫用行為を、③理事会規則 139/2004 は企業結合を、それぞれ規制しています。

## 3) 執行手続

TFEU 第 101 条及び TFEU 第 102 条の執行手続として、理事会規則 1/2003<sup>\*7</sup> が規定されています。EU 委員会及び EU 加盟国の競争当局のいずれにも、TFEU 第 101 条及び TFEU 第 102 条の執行権限が並行的に認められており、相互の協力関係が規定されています（規則 1/2003 第 4 条、5 条及び 11 条ほか）。両者の関係の詳細については、ガイドラインが公表されています（2004/C 101/03）<sup>\*8</sup>。

調査の結果、TFEU 第 101 条、又は TFEU 第 102 条の違反行為を認めた場合、EU 委員会は、当該違反行為の中止を命ずると同時に、当該違反行為を終了させるために必要な救済措置をとることができ（規則 1/2003 第 7 条 1 項）、また制裁金を課すことができます（規則 1/2003 第 23 条 2 項〈a〉及び 24 条 1 項〈a〉）。

次に、EU 競争法の執行手続において、日本と異なる特徴的な点をいくつか紹介したいと思います。

### 【TFEU 第 101 条 1 項】<sup>\*6</sup>

加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。

- a 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること
- b 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること
- c 市場又は供給源を割り当てること
- d 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競走上不利な立場に置くこと
- e 契約の性質上又は慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

### 【TFEU 第 102 条】

域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一つ以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合には禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。

- a 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他の不公正な取引条件を課すこと
- b 需要者に不利となる生産、販売又は技術開発の制限
- c 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競走上不利な立場に置くこと
- d 契約の性質上又は慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

### 【理事会規則 2004 年 139 号 第 2 条】

- 2 項 特に、支配的地位の形成又は強化の結果として、共同体市場又はその実質的部分における有効な競争を著しく阻害しない企業結合は、共同体市場と両立する旨宣言される。
- 3 項 特に、支配的地位の形成又は強化の結果として、共同体市場又はその実質的部分における有効な競争を著しく阻害する企業結合は、共同体市場と両立しない旨宣言される。

#### 4) コミットメント決定<sup>※9</sup> (commitment decisions)

従前の実務慣行を明文化した制度として、規則 1/2003 によって、コミットメント決定の制度が導入されました(規則 1/2003 第 9 条)。これは、違反行為の審査の過程で生じた懸念について、対象事業者が当該懸念を解消するための措置を講じる旨を申し出た場合に、EU 委員会はこれを受諾することができ、手続を継続する根拠が失われた旨を宣言する決定です。例えば、調査を開始した EU 委員会が、競争制限的な契約条項について懸念を抱いたものの、当事者が当該契約条項を削除する旨を申し出た場合に、EU 委員会はその申し出を受諾して、コミットメント決定により、手続を終結させることができます。対象事業者及び EU 委員会の双方において、手続の負担を軽減させるメリットがあるとされています。コミットメント決定は、EU 競争法違反の有無を明らかにすることなく手続を終結させる決定で、対象事業者が約束を守らなかった場合など一定の場合、EU 委員会は手続を再開することができます。コミットメント決定は、制裁金を課すことが適当な事案においては利用されません(規則 1/2003 recital <13>)。

#### 5) 和解手続<sup>※10</sup> (settlement procedure)

2008 年 7 月 1 日より、カルテル事案について、和解手続が導入されました。これは、関係する事業者が、カルテルへの関与とその法的責任を認めることを条件に、制裁金の額を 10% 減額することを認める制度です。和解手続の利用により、事業者は制裁金の負担を軽減することができます。また、EU 委員会は手続の負担を軽減することができます。

本年 5 月 19 日に和解手続の初の適用

事例が公表されています<sup>※11</sup>。

#### 6) 制裁金

##### (1) EU 競争法における制裁金の留意点

EU 競争法における制裁金の理解として留意が必要な点は、①手続違反に対する制裁金が存在すること、及び②制裁金算定に際して EU 委員会に広範な裁量が認められていることの 2 点です。

##### (2) 手続違反に対する制裁金

日本の独占禁止法における課徴金は、カルテルなど一定の実体法規違反の行為が認められた場合に課されますが、EU 競争法における制裁金は、カルテルなどの実体法規違反が認められた場合に加え、例えば、不正確な情報提供を行った場合や調査への協力を拒んだ場合(規則 1/2003 第 23 条 1 項各号)、あるいは先ほど紹介したコミットメント決定における約束に違反した場合(規則 1/2003 第 23 条 2 項 <c>)にも課されます。

##### (3) 制裁金算定における EU 委員会の裁量

日本の独占禁止法では、課徴金額の算定に際し、公正取引委員会に裁量は認められていません。しかし、EU 競争法では、制裁金の算定に際し、EU 委員会に広範な裁量が認められています。TFEU 第 101 条及び TFEU 第 102 条の違反行為に対する制裁金の算定に関しては、ガイドライン(2006/C210/02<sup>※12</sup>)が公表されています。制裁金の算定は、①基本額の算定及び②基本額の調整(増減)の二段階で行います。①基本額の算定では、直近の事業年度の売上高の 30% を上限とする一定割合<sup>※13</sup>を乗じた金額に、違反行為の継続年数を乗じ、これに、価格カルテルなど一定の事案においては、直近の事業年度の売上高の 15 ~ 25% を加算して、基本額を算定します。次に、②基本額の調整では、違反行為の反復、調査妨害、あるいは主導的役割を担ったと

いった事情が認められる場合には増額が、他方、違反行為を直ちに中止したこと、違反行為が過失によること、あるいは調査への協力といった事情が認められる場合には減額がなされます。また、例えば、支払能力を考慮した減額の可能性も認められています(2006/C210/02 第 35 項)。

#### 7) 最後に

今回は、ミュンヘン大学のサマースクールでの講義を踏まえ、EU 競争法を紹介させていただきました。紙幅の関係もあり、かなり断片的な紹介にとどまりましたが、EU 競争法に関しては、EU 委員会の HP<sup>※14</sup>をはじめ、インターネットを通じて、相当量の情報を入手することができます。さらに詳しい内容に興味をお持ちの方は、それらを参照いただければと思います。

- ※1 2010年9月4日付日本経済新聞より抜粋
- ※2 新運用ルール(Guideline on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements) 案の詳細は、[http://ec.europa.eu/competition/consultations/2010\\_horizontal\\_guidelines\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/competition/consultations/2010_horizontal_guidelines_en.pdf) で確認いただけます。本文に掲載した具体例の詳細は、「2.4.Examples 103.Genuinely public information example6」を参照下さい。
- ※3 <http://ec.europa.eu/competition/cartels/statistics/statistics.pdf>
- ※4 Treaty on the Functioning of European Union <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0047:0200:EN:PDF>
- ※5 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:024:0001:0022:EN:PDF>
- ※6 いずれも和訳は公正取引委員会のHP(<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/eu.html>)より引用
- ※7 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:001:0001:0025:EN:PDF>
- ※8 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2004:101:0043:0053:EN:PDF>
- ※9 最近のケース:<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/494&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
- ※10 <http://ec.europa.eu/competition/cartels/legislation/settlements.html>
- ※11 <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/586>
- ※12 Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003: <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2006:210:0002:0005:EN:PDF>
- ※13 一定割合の決定においては、違反行為の質や市場シェアなどの事情が考慮されます。
- ※14 [http://ec.europa.eu/competition/index\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/index_en.html)

貞 嘉徳  
(さだ よしのり)



# 企業年金の受給者減額の可否に関する判例の動向

## 【はじめに】

企業年金とは、国民年金や厚生年金などの公的年金に上乗せする形で、民間企業が退職者に対し独自に支給する形態の年金をいいます。ところが、近年、景気後退や業績の悪化を理由に、多くの企業で企業年金の支給額を減額しようとする動きが見られるようになりました。そのような状況の中で、今年に入り、退職後に企業年金を受給している者の支給額を減額することができるかが争われた事案で、一方的な減額が認められないとして、企業側の敗訴とする最高裁判所の判断が相次いでいます。今回は、企業による一方的な企業年金の減額が認められないとした最高裁平成22年3月16日第三小法廷判決（判タ1323号114頁）及び最高裁平成22年6月8日第三小法廷決定を参考に、企業年金の減額の可否について検討します。

## 【平成22年の最高裁判所による裁判】

### 1 最高裁平成22年3月16日 第三小法廷判決（「X銀行事件」）

この事案は、銀行の取締役を退任した原告が、株主総会決議を経て、当時の役員退職慰労金規程に従い退職慰労年金を受給していたところ、その後当該規程の廃止決議がされ、年金の支給が打ち切られたため、被告である銀行に対し、未支給分の退職慰労年金の支払等を求めたものです。

被告である銀行は、退職慰労年金における集団性、画一性等の制度的要請から、一定の場合には退任取締役の同意

なく契約内容を変更することが許されるなどと主張し、原告の主張を争いました。

原判決では、被告主張の理由に依拠し、一定の場合には、規程の改廃の効力を退職した取締役及びその退職慰労年金請求権を減額し又は消滅することができるかと判断して、原告の請求を棄却しました。これに対し、最高裁は、本件退職慰労年金の額及び支給方法は、原告の退職時に原告と会社との間の契約内容として確定していたとし、年金の制度的要請という理由のみをもって、原告の同意なく、本件規程の廃止の効力を及ぼすことはできないと判断して、原判決を破棄・差戻しとしました。

### 2 最高裁平成22年6月8日 第三小法廷決定（「NTT事件」）

この事案は、原告会社が、確定給付企業年金法に基づき実施している企業年金について、受給権の内容等に変更を生じさせる年金規約の変更をするために、厚生労働大臣の承認を求める申請をしたところ、厚生労働大臣が、上記規約変更は、受給権者等に対する給付の額を減額する場合に該当し、減額のために必要とされる要件を満たしていないとして、会社に対し当該規約変更を承認しない旨の処分を行いました。そこで、原告会社が、その処分の取消しを求めたものです。

原告は、①給付額減額の要件を定める法令の規定が無効である、②本件申請にかかる規約変更が「給付の額を減額する」場合に該当しない、③仮に②において「給付の額を減額する」場合

に該当するとしても、本件の規約変更は法令に定める要件を満たすなどと主張し、不承認処分の取消しを求めました。

第一審判決及び原判決は、ともに原告の主張を全て退け、本件処分は有効であると判断しました。これに対し、原告は上告受理を申し立てましたが、最高裁はこれを却下しました。

## 【検討】

### 1 企業年金の受給者減額が認められた事例

以上の2件の判例に対し、企業年金の受給者減額が認められた事例としては、最高裁平成19年5月23日第一小法廷決定（「松下電器産業事件」）があります。

この事案は、被告会社において、従業員の退職にあたり、退職金の一部を抛出して会社との間で年金契約を締結し、会社がこれを運用して年金を支払うという企業年金制度が採られていたところ、会社が給付利率の引下げを決定したため、被告会社の元従業員である原告が、当該決定の効力を争い、引下げがなければ各支給日に支給されたであろう金額と実際の支給額との差額の支払いを求めたものです。

このケースでは、退職者に支給される年金額算定の基礎となる約定利率が年7.5%～10%と高水準に設定され、実際の運用利回りとの差額は会社の収益から賄われていました。被告会社は、市場利回りの低下や業績悪化等を理由に、約定利率を一律2%引き下げる内容の年金規程の改定を行いました。ここで、被告会社の年金規程には、将来、経済情勢等に

大幅な変動があった場合には規程の全般的な改定または廃止を行うという旨の、改廃条項が置かれていました。

第一審判決及び原判決は、当時の被告会社の経済状況からすれば、本件規程の改定は上記改廃条項の要件を満たすことが認められるとして、ともに原告の請求を棄却しました。これに対し、原告は上告受理を申し立てましたが、最高裁はこれを退けました。

## 2 企業年金の種類

企業年金の種類は、大きく分けて、自社年金型と外部積立型に区分できます。

自社年金型とは、年金給付のための資産を企業外に取り分けていない制度のことをいいます。この制度を対象とした法令上の規制は存在せず、基本的には各企業が自由に制度を設計できるとされています。上記のX銀行事件及び松下電器産業事件の各事案における年金制度が、この自社年金型に該当します。

一方、外部積立型とは、厚生年金基金や確定給付型企業年金のように、拠出する掛け金を外部に積み立てて、会社の資産とは別個に管理する制度をいいます。このタイプの企業年金については、厚生年金保険法や確定給付企業年金法の規制に服することとなります。上記のNTT事件の事案における年金制度が、この外部積立型に該当します。

## 3 検討

企業年金の受給者減額の可否については、当該企業年金が、自社年金型か外部積立型かにより、その判断枠組みが異なります。

### (1) 自社年金型

まず、自社年金型の企業年金の場合、法令または監督官庁による規制が予定されていないことから、自社年金制度を定めた規程の改廃の可否については、

専ら民法、労働法の解釈に委ねられると考えられています。これまでの裁判例からは、その一般的な判断枠組みは、①年金支給額の減額について、契約（規約）上の根拠があるといえるか、②実際に行われた減額の内容について、必要性・相当性があるかにより判断されるものとされています\*1。

松下電器産業事件では、①会社の年金規程に当該規程の改廃条項が置かれていること、②改定以前の約定利率が高水準に設定されており、市場利回りの低下や会社の業績悪化といった事情からすれば、規程の改定もやむを得ないものといえることから、減額が認められています。

一方、X銀行事件では、①会社の退職慰労金規程に改廃条項はありませんでした。そこで、原審は、規程の条項の解釈を経ることなく、年金制度の制度的要請を理由に、減額を有効と判断しました。これに対し、最高裁は、年金の支給は会社と退職取締役との間の契約に基づいて行われるという個別契約的側面を重視し、契約（規約）中に減額の根拠が認められない以上、会社が一方的に支給額を減額することはできないと判断したものと考えられます。

### (2) 外部積立型

外部積立型の企業年金の場合、受給者減額を内容とする規約変更については、法令上、厚生労働大臣の承認・認可が必要とされています。その承認・認可の要件は、①企業、基金の財政状態が悪化していること、②受給者の3分の2以上の同意を得ること、③希望者には一時金での清算を認めることと定められています。

上記①の要件に関しては、確定給付企業年金法施行規則5条2号の「経営の状況が悪化したこと」について、どの

ように解釈すべきかが問題とされてきました。この点、NTT事件では、「受給権者等に対する給付減額が許容されるためには、単に経営が悪化しさえすれば足りるのではなく、母体企業の経営状況の悪化などにより企業年金を廃止するという事態が迫っている状況の下で、これを避けるための次善の策として、給付の額を減額することがやむを得ないと認められる場合に限られる」と判断した原審判決を支持しており、同号の要件該当性に関し最高裁が初めて判断を示したものとして、先例的意義を有するものといえます。

## 【終わりに】

今年の最高裁による企業年金の受給者減額の可否の判断は、減額についての契約（規約）上の根拠及び減額の必要性を、より厳格に要求したものと考えられます。今後、企業が年金制度を構築するにあたっては、将来、支給額を減額しなければならざるを得ない状況が生じた場合を見据え、年金規程に減額の根拠となる条項を置くことが望まれます。また、企業がすでに実施されている企業年金の支給額を減額するにあたっては、年金規程の内容、減額の必要性及び減額の程度について、より一層慎重に検討することが求められるものと思われます。

\*1 森戸英幸＝君和田伸仁＝大沢英雄「企業年金（受給者減額）」（ジュリスト1331号147頁）



田中 敦  
(たなか あつし)

# Topic of the secretariat

事務局から



こちらが私たちが送ったバラです！  
苗村は酩酊状態ながら、家で必死で写真に収めたとか…。  
陸風社さんのおかげですてきな額縁に彩られてバラたちも嬉しそうです（松村）。

## The 50th Birthday

2010年9月に、苗村が50歳のお誕生日という一つの区切りを迎えたということで、今年は盛大にお祝いしようと、事務局とアソシエートでお誕生日パーティーを計画致しました。計画段階からたくさん

のアイデアが出てきて、盛りだくさんの楽しい一夜になりましたので、ナムランクォーターの読者のみなさまに少しでも臨場感をお伝えできればと思います。

苗村事務所のメンバーは、苗村を筆頭にカラオケが結構得意です。そこで、カラオケも楽しめるVIPルームのあるお店で、食事しながらカラオケを楽しめるよう企画しました。



まずはシャンパンで乾杯し、イケメンの店員さんが運んでくる食事を堪能しておりました。そこへ研修で遅れて参加することになっていた貞が、大きな花束を抱え、ちょっと照れくさそうに登場！

花束は歳の数の50本の薔薇です。貞から苗村へ花束の贈呈が行われ、女性メンバー全員羨望の眼差して見ていました。

食事の後は、いよいよカラオケ大会の始まりです。それぞれが得意曲を熱唱し、自慢の喉を聞かせていくうちに、いつの間にか男女対決ムードに。パフォーマンス部門の真打は、明菜ちゃんを総振り付けで熱唱した苗村。快い歌声と踊りに、みんな大盛り上がりです！残念ながら歌唱部門では男性チームに軍配が上がりました。

宴もたけなわの頃、今度はBGMとともに大きなお誕生日ケーキが登場。Happy Birthday to Youの合唱とクラッカー発射、全員そろっての記念撮影で大団円を迎えました。

真紅のバラと皆さん思うでしょう。  
いえいえ私に似合う?!  
ピンクのバラと淡い黄緑のバラに囲まれ、  
人生で最もゴージャスな誕生日会、  
みんな本当にありがとう（苗）。

## 「苗村法務塾」開講のご案内

苗村法務塾が11月17日（水）に開講しました。今回は、第一弾として日頃から深くお付き合いさせて頂くことが多い製薬関連の企業向けの企画を考えました。苗村弁護士が、ロー・スクールで教えた経験をもとに、製薬会社の法務パーソンとして必要な基礎的な知識をわかりやすく解説するとともに、単なるセミナーではなく、ご参加の方にご理解頂けるような双方向型の講義です。

講義はまだ始まったばかりで、お席にも余裕がございますので製薬会社にお勤めの方、または製薬会社に就職をお考えの方で興味のある方は、件名を「苗村法務塾の件」としメールにてお問い合わせください。

お問い合わせ先 [miyabe@namura-law.jp](mailto:miyabe@namura-law.jp)

※苗村法律事務所ホームページでもご案内しています。  
苗村法律事務所HP (<http://www.namura-law.jp/antitrust.html>)

<http://www.namura-law.jp>



### 苗村法律事務所

〒530-0047  
大阪市北区西天満  
2丁目6番8号  
堂島ビルディング7階  
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅  
1番出口を上がり、御堂筋を北へ  
徒歩5分

TEL : 06-4709-1170  
FAX : 06-4709-0131  
受付時間 / 9:00 ~ 18:00